## 収 集は月2回 (下田 朝日地 <u>区</u> 第 1 第3水曜日、 浜崎 白浜 稲生沢 稲梓地区…第2・ 第4水曜日) になります。

## 特別在宅収集申請書

令和 年 月 日

下 田 市 長 様

特別在宅収集実施要領第4条の規定に基づき申請します。

申請者	住	所	下田市 <b>申請者の住所</b>		
	氏	名	<u>申請者氏名</u> (連絡先) <u>申請者の電話番号</u>		
	生年	₹月日	<b>申請者生年月日</b> 昭和 年 月 日生( 歳)		
	家族構成		同居している方の状況 (例)独居、妻 等		
申請事由	要領	第3条	第1項第 号( 確認の上記入します。		
実施希望年月 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <u>希望があれば記載</u>					
(位置図)					
<u>自宅の場所が分かるように記載してください。</u>					
(住宅地図を添付していただいても構いません。)					
(ごみ搬出場所) <u>搬出場所があれば記載</u> (例)玄関前 等					
民生委員等記載欄		地区を担当する民生委員の意見			
		(例)高齢で足腰が弱く、指定場所までゴミを運ぶこと が困難である。			
		(民生	委員等氏名)		
上記申請内容を確認した。					
令和	年	月	日下田市福祉事務所長		
日田中華世子初川区					

## (特別在宅収集対象者)

第3条 特別在宅収集対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 ひとりぐらし老人で、ごみ等を市で定めたステーション又は市営じん芥処理場(以下「ステーション等」という。)に排出することが困難な者
- 2 高齢者世帯等で、共にごみ等をステーション等に排出することが困難な者
- 3 身体が不自由なため、ごみ等をステーション等に排出することが困難な者
- 4 その他、市長が特別にごみ等をステーションに排出することが困難と認めた者

* 許可されたことを確認したし	い者が居る場合のみ記載して下さい。
氏名	申請者との続柄
住所	